白川渡オートキャンプ場指定管理業務仕様書

白川渡オートキャンプ場の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲は、関係法令等によるほか、この仕様書による。

１ 趣旨

本仕様書は白川渡オートキャンプ場の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定める。

２ 管理運営に関する基本的事項

(1) 施設の目的及び設置

川上村の魅力である水、樹に代表される豊かな自然と、由緒ある歴史を最大限に活かして観光の振興を図り、村民の余暇の活用、及び健康の増進を図り、また村民と都市住民との交流を促進するため

(2) 指定管理者は、白川渡オートキャンプ場の管理運営にあたり、この施設の性格を念頭に、次に掲げる項目に沿ってその管理運営を行うものとします。

ア 関係法令及び条例等に基づき、適切な管理運営を行うこと。

イ 地域住民や、利用者ニーズの把握に努め、管理運営に反映させること。

ウ 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和8年法律第56号）の規定に基づき、個人情報保護対策を講じること。

エ 事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を利用できるように適正に管理運営を行うこと。

オ 公の施設であることを認識し、公平な管理運営を行うとともに、住民サービスの向上に努めること。

３ 施設の概要

敷地面積 ：28,786.26㎡

(1) 施設名 白川渡オートキャンプ場

(2) 所在地 川上村大字白川渡地先　紀ノ川水系吉野川地内

(3) 開設年度 平成１７年度

(4) 建設費 当初建設費　66,927千円　（平成１６年）

増設工事費　27,610千円　（令和　５年）

(5) 施設内容

【白川渡オートキャンプ場】

○管理棟（１棟）

※受付場、エアコン、便所、シャワー

○炊事棟（１棟）

○炊事兼便所棟（１棟）

○キャンプサイト６０区画（カーサイト付き）

※２０区画に電源付き

(6) 料金（現状）

キャンプサイト：3,500円 / 泊　　施設管理料：300円 / 人

4 開設期間及び利用時間等

開設期間及び休業日並びに利用時間等については、川上村と指定管理者とで協議を行い決定するものとする。

5 指定期間

令和９年４月１日から令和１３年３月３１日までとする。

ただし、管理運営を継続することが妥当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

6 指定管理者が行う業務内容

(1) 施設及び設備の維持管理に関すること。

ア 施設は特に事情のない限り、休業日を除き、常に正常に使用できる状態を維持すること。

イ 施設の適正な運営のため、施設内及び施設周辺の清掃・環境美化並びに設備に関する保守管理を行うこと。

ウ 施設や備品等の維持管理（修繕・更新等）に要する経費は、指定管理者が負担するものとする。ただし、建築本体及び大規模改修に係る経費については、川上村と指定管理者において協議を行うものとする。

エ 人件費の支払い。

オ 施設の維持管理に必要な消耗品、物品購入費の支払い。

カ 光熱水費及び燃料費等の支払い。

(2) 施設の利用許可等に関すること。

施設利用申込みの受付、許可、取消し又は変更等の業務に関すること。

(3) 利用料金の収受に関すること。

(4) 施設の運営に関すること。

ア キャンプ場の営業を行うこと。

イ 施設の利用料金徴収を行うこと。

ウ 指定管理者が利用者サービスの向上を目的として、自らのノウハウを活かして行う自主事業を行うこと

(5) 職員等の配置等に関すること。

ア 施設の管理業務を行う責任者を１名配置するほか、必要な人員を置くこと。なお、その他の職員採用にあたっては、川上村内に住所を有する者を優先とすること。特別な事情についてはその都度協議する。

イ 施設の管理運営に必要な人員又は資格者等は、指定管理者において配置すること。ただし、業務の一部であって、専門的な知識又は技術を必要とし、かつ自ら運営することが困難なもの、又は、運営上特に効果的であると認められるものについては、当該業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者に委託することができる。

(6) その他

ア 緊急時対策、防犯体制についてマニュアルを作成し職員に指導を行うこと。

イ 食品提供に関わる事業を行う際は衛生管理について、法令を遵守した対応マニュアルを作成し、職員に周知徹底すること。

ウ 個人情報保護の体制をとり、職員に周知徹底を図ること。

7 管理運営の経費

施設の管理運営については、指定管理者による独立採算制を基本原則とする。

(1) 指定管理料

原則として独立採算制とし、指定管理料は支払わないものとします。

ただし、初年度については、指定管理者による収支計画書、業務計画書等を踏まえ、村と第１順位候補者が協議を行い、必要と認められる場合には、別途協定において規定するものとする。

(2) 利用料金収入等の取扱い

施設の管理・運営にあたっては、地方自治法第２４４条の２の規定に基づく「利用料金制」を採用する。

指定管理者は施設の利用料金を白川渡オートキャンプ場の設置及び管理運営に関する条例第８条で定める利用料金の範囲内で川上村の承認を得て定め、収入として収受し、施設の管理運営に係る収支について、責任を負うこと。したがって、施設の利用を促進し、収入の確保を図る必要がある。

また、利用料金以外の人的サービス及び物販等に係る料金は、別途指定管理者が定め、指定管理者の収入とすることができる。

(3) 利用料金の減額及び減免について

白川渡オートキャンプ場の管理運営に関する規則第６条の規定により、利用料金を減額し又は減免することができる。

(4) 納付金の取り扱い

指定管理者が村に対して支払う年度ごとの納付額、支払時期等の詳細については、第一順位候補者と協議の上、別途締結する年度協定書により定めるものとする。

(5) 村事業等への協力に関すること

川上村及び関係団体等が行う事業などによる施設の利用について協力すること。

(6) 運営状況等の報告

川上村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第１０条の規定により、管理に係る業務又は経理の状況に関し、事業年度終了後、６０日以内に川上村に報告すること。また、川上村は必要に応じて施設等の現地調査を行うものとする。

(7) 経理規定

指定管理者は、経理規定を策定し、経理事務を行うこと。

８ 物品の帰属等

川上村の所有に属する物品等については、指定管理者に無償で貸与する。ただし、その修理及び更新は指定管理者の負担とする。なお貸与物品は、指定管理業務終了後において、整備点検の上返却すること。

９ 引継ぎ

(1) 指定管理者は、その指定期間満了時若しくは指定取り消し等により、次期指定管理者に業務を引継ぐ際は、円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるよう必要な資料を提供すること。

(2) 管理運営の引継ぎに伴う経費や利用料金等の経理に関する事項は、指定管理者と前指定管理者において協議の上決定するものとする。

１０ 事業の継続が困難となった場合の措置等

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合の措置

川上村は、指定管理者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合、その指定を取り消す等の措置をとることができる。この場合、当該指定管理者に損害が生じた場合であっても、川上村は賠償を負わない。

(2) その他の事由により事業の継続が困難となった場合の措置

災害その他の不可抗力、村及び指定管理者双方の責めに帰することのできない事由により業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとす

る。

(3) 施設の管理運営上のリスク対応

管理運営上の瑕疵に原因があって事故が発生した場合に対応するため、指定管理者はリスクに応じた保険等に加入すること。

１１ 原状回復

指定管理者は、指定期間の満了、指定が取り消された場合又は協定を解除された場合、川上村の指示に基づき、施設を原状に復して引き渡すものとする。（機能低下があった場合は機能低下前の状態にすることを含む。）ただし、指定管理者が川上村の承諾を得て機能向上を行った箇所及び川上村が特に必要であると認める箇所については、この限りではない。

１２ 監査

監査委員等が川上村の事務を監査するため必要があると認めるときは、指定管理者に対して出席を求め、実地で調査し又は管理運営に関する資料の提出を求めることができる。

１３ 業務を実施するにあたっての注意事項

指定管理者が施設の管理運営に係る各種規定等を作成するときは、その内容を川上村と協議するものとする。

１４ 協議

指定管理者は、本仕様書に規定するほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じたときは、川上村と協議を行うこととする。